

**新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）
の取組について**

平成23年度から25年度までの3年間の取組報告

2014（平成26）年7月
川崎市

目 次

第1章 総括的事項

1	これまでの行財政改革における主な効果	1
2	「第4次改革プラン」取組期間3年間の達成状況	3

第2章 具体的な取組事項の達成状況

取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備

	公共サービスにおける民間部門のさらなる活用	6
	適正な組織規模や職員配置に向けた取組	12
	効率的な行政経営基盤の確立	18
	企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進	21
	出資法人改革の推進	24

取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組

	組織マネジメント強化の取組	35
	職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進	36
	職員の人材育成のさらなる推進	37

取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

	具体的な実践の取組	39
--	-----------	----

取組Ⅳ 市民サービスの再構築

	社会状況の変化に対応するための見直し	47
	これまでの方針に基づく見直し	49
	見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し	50
	補助・助成金の見直し	51

取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組

	地方分権改革に向けた具体的な取組の推進	52
	国の制度見直し等に向けた提案	54

取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

	都市基盤施設の整備	55
	戦略的な資産活用	58

第1章 総括的事項

1 これまでの行財政改革における主な効果 (12年間/平成14~25年度)

本市では、限られた財源・資源を有効に活用し、公共サービスを将来にわたって提供できる体制を整えるために、市民の皆様の御理解のもと、行財政改革に積極的に取り組むとともに、社会経済状況の変化に対応した施策の充実を図ってきました。

現在においては、平成26年3月に策定した「行財政運営に関する改革プログラム」に基づく取組を着実に推進するとともに、新たな総合計画と併せて、行財政改革に関する計画の策定に向けた検討を進めています。

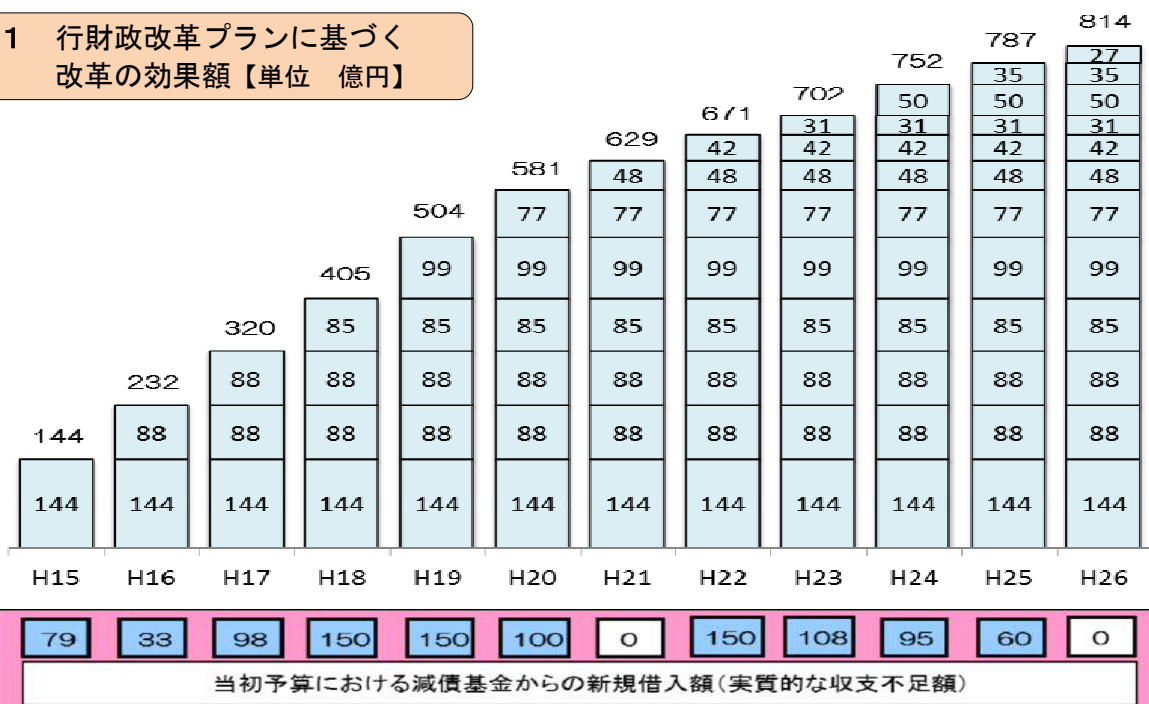
- ① 毎年度の行財政改革の取組結果は、翌年度の予算に反映していますが、平成14年度～25年度の12年間の取組により、平成26年度予算においては、814億円の財政効果を上げることができました。

また、これまでの取組により「平成21年度に減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という第1次行財政改革プラン(平成14年9月策定)からの目標については、平成21年度予算において達成したところです。

その後、世界的な経済危機とその影響による市税収入の大幅な落ち込み等を受ける中で、市民生活の安定を確保するため、平成22年度から25年度までの予算においては、減債基金からの新規借入を予算に計上したところですが、平成26年度予算においては、改革の取組の着実な推進や市税収入の伸びなどにより、新たな行財政改革プラン(以下「第4次改革プラン」という。)で掲げた「平成26年度には減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図る」という目標を達成しました。(図1)

- ② 事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成26年4月までの12年間で3,045人、18.9%の職員を削減するなど、効率的な執行体制の確立と人件費の縮減に向けた取組を継続して推進し、一般会計の職員給で、266億円、28.8%の削減を達成しました。(図2・図3)

図1 行財政改革プランに基づく
改革の効果額【単位 億円】



※第1次～4次改革プランの最終年度の効果を反映している平成17、20、23、26年度分については投資的経費を含む

図2 職員数の推移【単位 人】

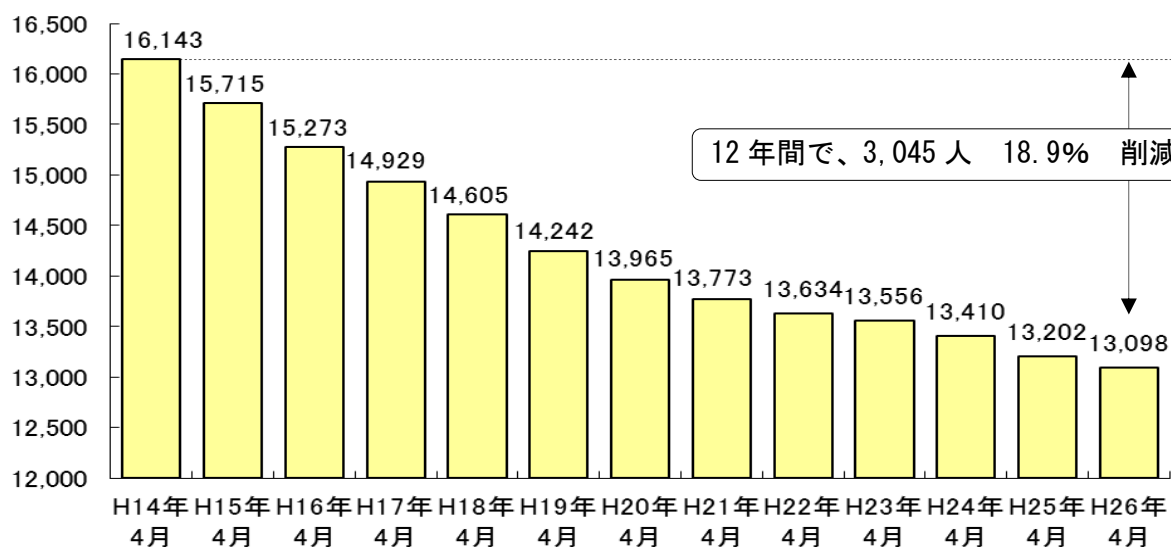
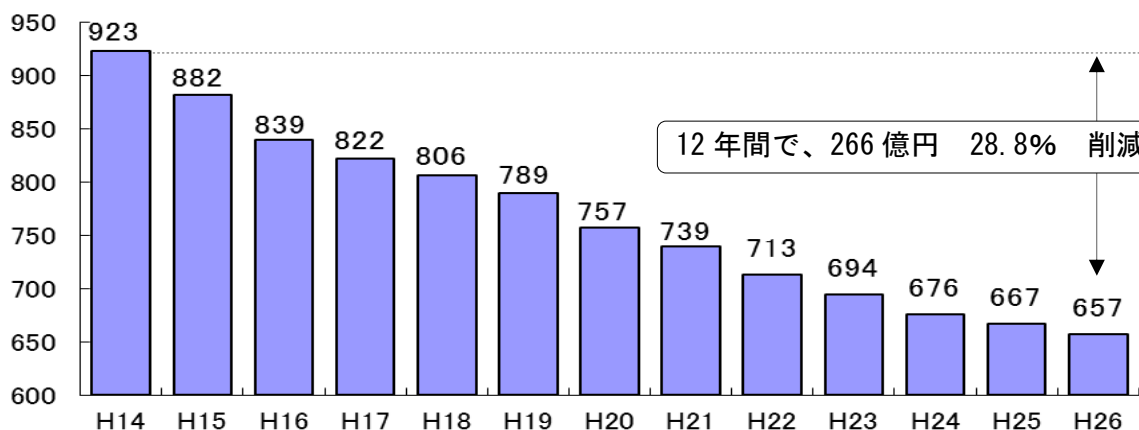


図3 一般会計人件費のうち職員給の推移【単位 億円】



2 「第4次改革プラン」取組期間3年間の達成状況

「第4次改革プラン」（計画期間：平成23年度～25年度、平成23年3月策定）は、再び直面する厳しい状況を乗り越えるとともに、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた計画期間内の具体的な取組を明らかにしたものです。

計画期間の最終年度である平成25年度を終え、各取組（233項目）の達成状況を次の6つに区分して結果を取りまとめました。

区分	達成度合
A	計画期間内に達成
B	当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成
C	計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている
D	当初計画を変更して取組を進め、計画期間内に達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている
E	計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める
F	当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める

◎ 達成状況の概要

「計画期間内に達成」(区分A・B)が92.3%、「計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」もの(区分C・D)を含めると、95.7%



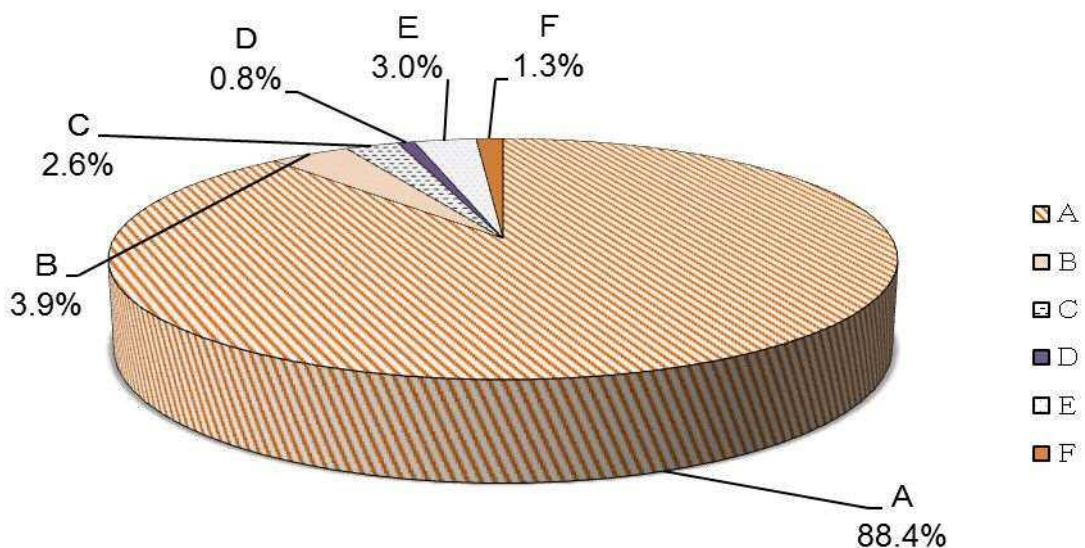
「第4次改革プラン」に掲げた取組は、概ね順調に達成

「計画期間内に達成」(A)が88.4%、また、環境変化等を受けて、より効率的・効果的な手法等へ「当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成」(B)が3.9%で、これらを合わせた「計画期間内に達成」が92.3%となっています。

さらに、「計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」(C)が2.6%、「当初計画を変更して取組を進め、計画期間内に達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」(D)が0.8%、「計画期間内の達成はできなかったものの、達成時期の見込みは立っている」を含めた4区分の合計で95.7%となり、「第4次改革プラン」に掲げる取組は、概ね順調に達成しています。

なお、「計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める」(E)は、7項目、3.0%、「当初計画を変更して取組を進めたが、計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める」(F)は、3項目、1.3%となっています。

◎ 達成区分割合



◎ 体系別達成区分一覧

(上段：項目数、下段：割合)

区分	A	B	C	D	E	F	合計
取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備	97	5	5	1	7	2	117
	82.9%	4.3%	4.3%	0.8%	6.0%	1.7%	100.0%
取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組	12	0	0	0	0	0	12
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり	31	0	0	0	0	0	31
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
取組Ⅳ 市民サービスの再構築	20	2	0	0	0	1	23
	87.0%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	100.0%
取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組	5	1	0	0	0	0	6
	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用	41	1	1	1	0	0	44
	93.1%	2.3%	2.3%	2.3%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	206	9	6	2	7	3	233
	88.4%	3.9%	2.6%	0.8%	3.0%	1.3%	100.0%

第2章 具体的な取組事項の達成状況

取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備

公共サービスにおける民間部門のさらなる活用

(1) 公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）

「頁」: 当該取組の第4次改革プランにおける掲載ページ

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成度合	3年間の取組結果
24	生田緑地の横断的な管理運営体制の構築	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園等について、指定管理者制度を活用した横断的な管理運営体制を構築します。（2013（平成25）年度）	指定管理者制度を活用した横断的な管理運営体制の構築（平成25年度）	区分A 計画期間内に達成	○平成25年4月から指定管理者制度を導入し、生田緑地の横断的な管理運営を開始しました。
24	藤子・F・不二雄ミュージアムの設置・管理運営体制の構築	作品等の展示を通じて、「夢」や「希望」などのメッセージを子どもから大人まで幅広い世代へ伝えていくための、世界に誇ることのできる文化施設として、藤子・F・不二雄ミュージアムを設置し、指定管理者制度の導入を図ります。（2011（平成23）年度）	施設を設置し、指定管理者制度を導入（平成23年度）	区分A 計画期間内に達成	○平成23年7月15日から指定管理者制度を導入し、同年9月3日にミュージアムを開館しました。
24	保育所の民営化	市が直接運営する保育所について、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化を進めます。（2012（平成24）年度5園、2013（平成25）年度6園、2014（平成26）年度5園）	民営化 ・平成24年度5園 ・平成25年度6園 ・平成26年度5園	区分A 計画期間内に達成	○民営化実施区分ごとに、次のとおり事業を進めました。 ・平成24年度民営化園5園（西大島・東小倉・玉川・玉川乳児・百合丘）については、平成24年4月に民営化しました。 ・平成25年度民営化園6園（出来野・古市場・千年・中野島・中野島乳児・西宿河原）については、平成25年4月に民営化しました。 ・平成26年度民営化園5園（観音町・上小田中・子母口・西有馬・三田）については、新園舎建設に対する補助金の執行や、運営の引継ぎを行い、平成26年4月に民営化しました。
24	北部地域療育センターの民営化	北部地域療育センターについて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。	民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討	区分A 計画期間内に達成	○平成27年4月からの指定管理者制度導入に向けて、平成25年度中に指定管理者を指定しました。
24	南部市場の管理運営体制の見直し	地方卸売市場南部市場について、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。	管理運営体制の見直し	区分A 計画期間内に達成	○地方卸売市場南部市場については、平成26年4月から指定管理者制度を導入しました。

24	北部市場の管理運営体制の見直し	中央卸売市場北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。	管理運営体制の見直し	区分E 計画期間内の達成ができず、今後も検討を進める	○平成26年4月からの南部市場の指定管理者制度導入を踏まえ、その効果等を検証しながら、引き続き市場特別会計の健全化や管理運営体制の見直しについて検討を進めていきます。
24	リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築	リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備にあわせて、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 ・（仮称）中央療育センター（現中部地域療育センター及びしいのき学園）への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度） ・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度） ・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入など	管理運営体制の再構築 ・（仮称）中央療育センターへの指定管理者制度の導入（平成25年度） ・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入（平成25年度） ・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入	区分B 当初計画を変更して取組を進め、変更後の計画を計画期間内に達成	○平成23年4月に中央療育センターの通所部門を開設するとともに、指定管理者制度を導入しました。また、平成25年4月に入所部門を開設するとともに、指定管理者による通所部門と一体的な管理運営体制に移行しました。 ○平成25年4月に重度障害者等生活施設を開設するとともに、指定管理者制度を導入しました。 ○（仮称）中部児童養護施設については、当初の計画を変更し、（仮称）こども心理ケアセンター（情緒障害児短期治療施設）として民設民営により整備することとし、平成25年11月に設置運営法人を選定しました。
25	福祉センター各施設への指定管理者制度の導入	福祉センター各施設（盲人図書館、わーくす日進町、南部地域療育センター）の管理運営について、再編整備にあわせて、指定管理者制度を導入します。（2014（平成26）年4月）	指定管理者制度の導入（平成26年4月）	区分A 計画期間内に達成	○平成26年4月にふれあいプラザかわさきを開設するとともに、同施設に再編整備した盲人図書館の後継施設である視覚障害者情報文化センターとわーくす日進町に、指定管理者制度を導入しました。 ○南部地域療育センターについては、川崎高等学校及び附属中学校との複合施設に再編整備することとし、平成26年4月に指定管理者制度を導入しました。
25	自転車等駐車場への指定管理者制度の導入	自転車等駐車場の管理運営について、料金体系の見直し等の取組状況を踏まえ、指定管理者制度を導入します。（2012（平成24）年度）	指定管理者制度の導入（平成24年度）	区分A 計画期間内に達成	○平成24年4月から、利用促進や駐輪場間の利用率を平準化するため、周辺環境や施設特性に応じて料金格差を設けるとともに、市営自転車等駐車場の管理運営について、指定管理者制度を導入しました。
25	多摩川河川敷の管理運営体制の構築	多摩川河川敷のバーベキュー利用に伴う、ごみの大量発生や騒音などの課題解決を図るため、利用の適正化に向け、社会実験の結果を踏まえ、2011（平成23）年度からの有料化の実施及び指定管理者制度を活用した管理運営体制を構築します。（2012（平成24）年度）	有料化の実施（平成23年度） 指定管理者制度を活用した管理運営体制の構築（平成24年度）	区分A 計画期間内に達成	○多摩川河川敷バーベキュー広場（瀬田）について、平成23年度に有料化の実施を行い、平成24年4月から指定管理者制度を導入しました。